

9. 蒸気噴霧式の食品加熱殺菌機でのリスクアセスメント <新規導入時>

(食料品製造業)

【事例の位置づけ】

この事例は、「機械の包括的安全基準に関する指針」を参考に策定した安全審査表に基づいて設備発注を行うとともに、機械メーカーのリスクアセスメント結果の検証、さらに、設備受け入れ後使用開始前に自社で使用状況でのリスクアセスメントを実施している例です。グループ工場のうちの1工場に労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）を導入し、これを先行事例として、そこで得られた知識と経験をフィードバックすることで短期間のうちに全社的にリスクアセスメントを導入している点も、これからリスクアセスメント導入を計画している企業にとっては大変参考になる事例です。

1 事業場の概要

1.1 業種：

食品製造業

1.2 労働者数：

260人

1.3 主な製造物：

マヨネーズ及びマヨネーズ類、卵加工品

2 設計製造時のリスクアセスメント取り組み状況（全体概要）

2.1 企業のリスクアセスメントへの取り組み方針、背景等：

（1）リスクアセスメントへの取り組み方針、設計製造管理体制上の位置づけなど

2005年度に、グループ工場で使用する刃物機械、大型炊飯機械、フォークリフト等で機械設計、製作上のリスク見逃しによる災害が3件発生したことを受け、再発防止及び機械設備の安全対策強化を目的に、「機械の包括的安全基準に関する指針」に基づいた新規・変更機械の発注時のリスクアセスメントの実施、並びに、既存設備・従来作業のリスクアセスメントの実施を、2006年3月からグループ傘下80工場に一斉に導入した。

具体的なリスクアセスメントの進め方は以下のとおりである。

新規の機械設備、設備変更の場合には、機械の見積もり前に、「機械の包括的な安全基準に関する指針」を参考に策定した「包括安全基準適合審査表」（資料1）と「機械のリスクアセスメント表」（資料2）を機械メーカーに渡しリスクアセスメントの実施を要請する。その際自社の工場設備導入担当者（生産技術課）とメーカー設計者等で取り扱い操作方法、取り扱い者要件等リスクアセスメントの前提条件を確認する。その後機械メーカーは機械の基本設計後まず「機械包括安全基準適合審査表」で基準適合可否の審査を行い、更に包括安全基準審査項目以外のリスクがないかを「機械のリスクアセスメント」を実施して潜在リスクの発掘を行う。安全基準適合審査及び機械リスクアセスメント共に発見されたリスクについては設計上の適切な是正措置を講じ本設計を行う、追加費用が必要な改善措置については見積書に反映させる。見積もり金額について合意後機械を発注し、メーカーは製作を開始する。機械完成後、これらの表をもとに機械メーカーで完成検査を実施し、不合格部分があればこれを是正する。全て合格となった時点で、機械メーカーと設備導入担